

令和4年度 事業計畫書

I. 基本理念

誰もがその人らしく、住み慣れた地域で安心して幸せに暮らすことができる地域づくりのため、住民主体による福祉事業を真摯かつ誠実に推進します。

II. 基本方針

1. 誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らしていくことができるよう、住民同士の支え合い、見守り活動を推進します。
2. 住民主体の在宅福祉サービス事業を、常に高度な専門性をもって真摯かつ誠実に実施します。
3. 地域福祉を担う中心的組織であることを自覚し、新規事業の企画実施に挑戦しつつ、住民を始めとする関係者に理解され信頼される事業の推進のため、調査・普及・宣伝・連絡調整に努めます。
4. 住民主体であることを実感できる組織づくりに努めます。
5. 七戸町との連携を図り、地域に根ざした公平公正な福祉事業の展開に努めます。

III. 基本方針に基づく目標

1. 誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らしていくことができるよう、住民同士の支え合い、見守り活動を推進します。
 - 家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズへの対応
 - ほのぼの地域支え合い事業の取り組みを活かした地域における福祉ニーズの発見
 - 日常生活自立支援事業の取り組みを活かした法人後見・権利擁護への取り組み
 - 分野を問わない包括的な『断らない』相談・支援体制の強化
2. 住民主体の在宅福祉サービス事業を、常に高度な専門性をもって真摯かつ誠実に実施します。
 - 居宅介護支援事業所
 - ⇒地域に根差した安定的な事業を展開するために、信頼と品質の確保に努める
 - 訪問介護事業所
 - ⇒一人一人が経営を意識して事業を推進する
 - 居宅介護等事業所
 - ⇒地域に根差した事業の推進を図る
 - 生きがい活動・認知症予防教室
 - ⇒地域に根差した安定的な事業展開を図る
3. 地域福祉を担う中心的組織であることを自覚し、新規事業の企画実施に挑戦しつつ、住民を始めとする関係者に理解され信頼される事業推進のため、調査・普及・宣伝・連絡調整の強化に努めます。
 - 災害時要援護者支援体制の強化
 - 災害ボランティアセンターの設置体制の整備
 - ボランティアセンター機能の強化

総務部門

4. 住民主体であることを実感できる組織づくりに努めます。

- 地域での見守り活動・支援体制の強化
- 住民参加・関係機関との連携強化

IV. 財務計画 具体的な目標

すべての業務において、経営を意識し常に新しい方法や効果的な方法を考え、提案、実践し、法人経営の強化に寄与し、七戸町の福祉向上に貢献します

具体的な4つの目標

1. 住民主体の社協運営を支えるため、自主財源の確保と管理に努めます
2. 介護保険事業等在宅福祉事業の安定経営をめざします
3. 公的福祉団体として、積極的に事業の受託経営ができるよう努めます
4. 地域福祉事業推進の中核組織として、公的補助の必要性についての理解を広げます

【方針】 安定し自律した組織経営

I. 法人運営体制の強化

1. 法人運営体制の充実
 - (1) 会長・副会長会議の開催
 - (2) 理事会の開催
 - (3) 評議員会の開催
 - (4) 監査会の開催
 - (5) 評議員選任・解任委員会の開催
 - (6) 役員研修会の開催
 - (7) 青森県社会福祉協議会事業への参加
 - (8) 上北郡社会福祉協議会事業への参加
 - (9) 防災及び災害時要援護者支援等体制の整備
 - (10) 事業総計画（B C P）の整備

2. 職員の資質向上及び職員体制の強化

- (1) 各種研修会への参加
- (2) 個別研修計画に基づく研修体制の充実
- (3) 上十三社会福祉協議会職員連絡会事業への参加
- (4) 社会福祉士・介護福祉士受験資格取得費用等貸与事業の推進
- (5) 処遇改善加算の取得等職員の職場環境の改善
- (6) 適正な労働環境の確保
- (7) 実習生受け入れの推進

3. 社協発展・強化計画の策定準備及び調査

4. 苦情解決体制の整備
5. 社会福祉充実計画の策定
6. 自己評価の実施

II. 福祉活動資金の財源確保

1. 社協会員増強運動の推進
2. 町補助金・受託金の安定確保
3. 赤い羽根共同募金運動の推進
4. 寄付への理解促進

III. 福祉啓発・広報活動の推進

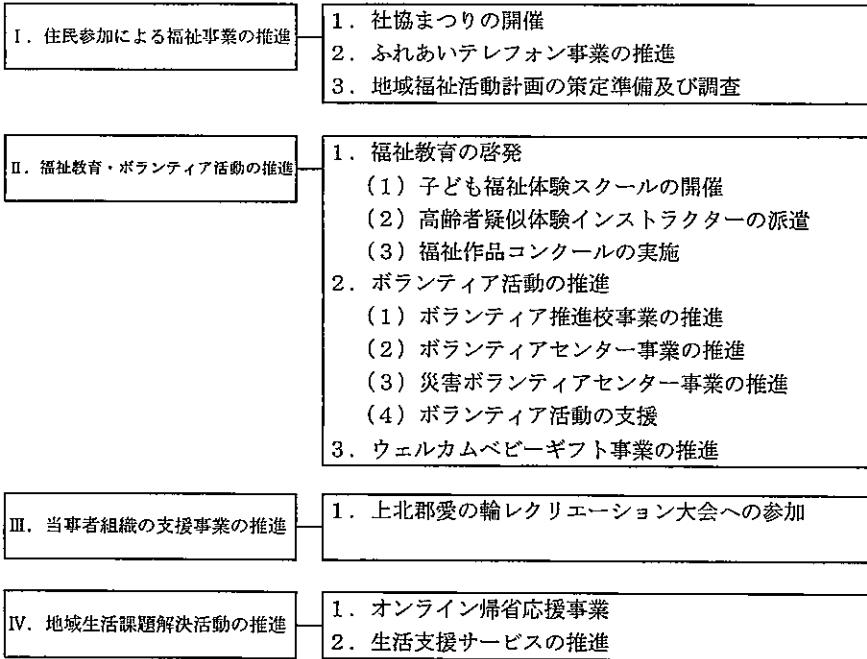
1. 社協だより・社協通信の発行
2. 公式ウェブサイトの開設
3. その他SNS等を活用した広報活動の展開
4. 七戸町社会福祉大会の開催

IV. その他の業務

1. 福祉用具及び物品の貸出
2. 社協の保険・ボランティア保険
3. 上北郡社会福祉協議会の運営（事務局）
※七戸町社会福祉協議会会長が上北郡社会福祉協議会会長を兼任
【令和2年度から令和4年度6月まで】

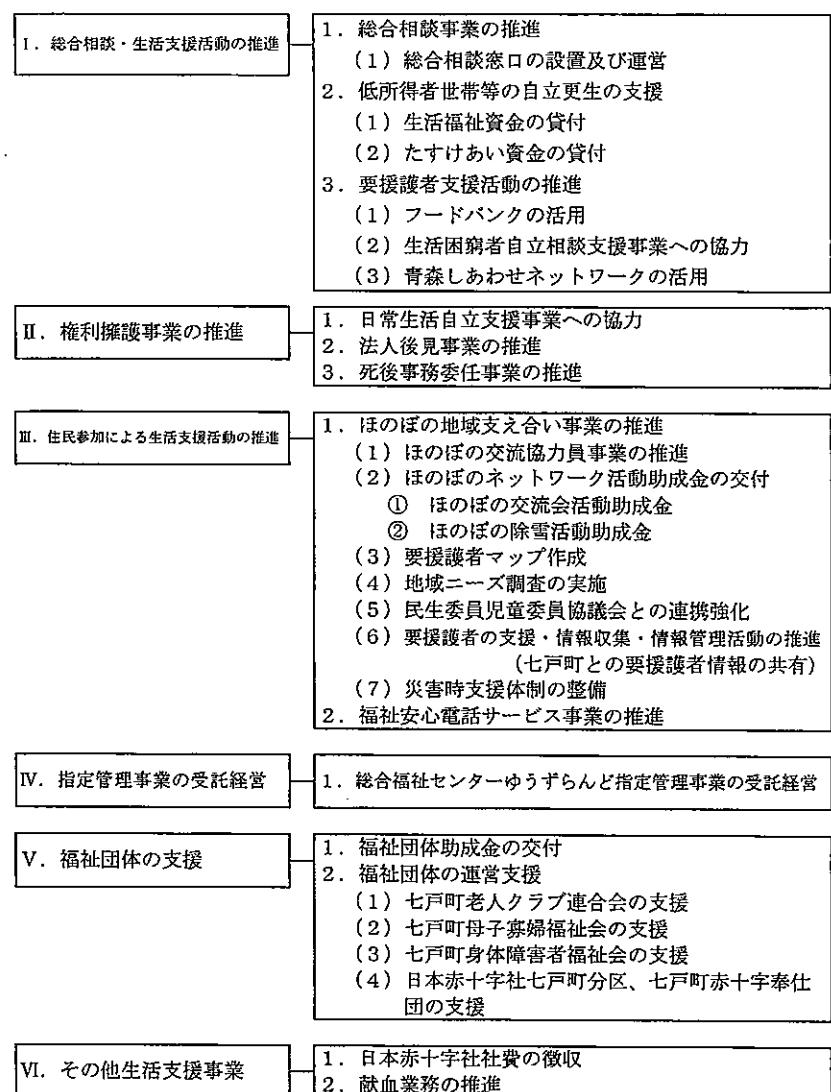
地域福祉部門

【方針】 様々な場面における福祉活動の機会提供体制の確立



生活支援部門

【方針】 断わらない相談援助の実践



介護サービス部門

【方針】 地域に根ざした長期的・継続的な介護保険事業の展開

